

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第二十五号）

（附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一〇九の三 （略）	（略）	（略）	（略）	一〇九の三 （略）	（略）	（略）	（略）
十 社会福祉法人	社会福祉法 （昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 （略）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに 限る。	十 社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉事業法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 二 （略）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに 限る。
十一～二十 九（略）	（略）	（略）	（略）	十一～二十 九（略）	（略）	（略）	（略）

